

第4章 こども施策の展開

I ライフステージを通じた施策

1 こども・若者が活躍できる支援の充実

(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有

計画の対象となる、こども・若者に限らず、市民全体を対象に、こども基本法やこども大綱、子どもの権利条約等を周知し、こども・若者の権利についての認識の向上を目指します。

具体的な取組

- ・ こどもの権利について、学校等での人権教室やこどもまんなか児童福祉週間でのPR活動を通じて社会全体における理解を深め、温かい地域社会の形成を目指します。
- ・ こども・若者から幅広く意見を集められるよう、現行の意見聴取方法や会議等の構成員の見直しを行い、主体的な社会参画を図ります。

(2) こども・若者が活躍できる機会づくり

豊かな人間性、社会性、行動力を持ったこども・若者を育成するため、こどもから子育て当事者まで幅広い世代での体験活動の機会の充実を図ります。また、全てのこども・若者が活躍できる環境づくりに向け、ユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりを推進します。

具体的な取組

- ・ こども・若者の健全育成に取り組む団体への支援を通じて、こども・若者の多様な遊びや体験活動の機会の充実を図ります。
- ・ 様々な体験を通じて学校や地域等の様々な場面において主体的に活躍できる人材の育成を図ります。
- ・ 学童期及び思春期において、職場体験やまちづくり活動の機会を設けることで、こども・若者の郷土愛を育みます。
- ・ 性別、年齢、妊産婦やこども連れ、障がいの有無、出身・ルーツ等に関わらず、誰もが安全で快適に利用することができるよう、ユニバーサルデザインを取り入れた都市基盤や施設、設備等のまちづくりを推進します。

2 こども・若者の状況に応じた適切な支援の充実

(1) 切れ目のない保健・医療の提供

こども・若者の健康維持・健康意識の向上のため、妊娠・出産から子育て期にわたる切れ目のない保健・医療や食育の充実を図ります。また、相談対応の充実に向けて、市及び医療機関等との協力・連携体制の充実に努めます。

具体的な取組

- ・医師会及び関係機関と連携し、小児医療体制の確保・充実に図り、広報紙やホームページ等で夜間や休日に受診できる医療機関の情報を提供します。
- ・妊産婦・乳幼児、その家族等の健康や子育ての不安に対応できるよう、保健センターや地域での専門家による相談体制の充実に努めます。
- ・学校や幼児食栄養相談等を通じて、「食に関する正しい知識」と「望ましい食習慣」を身につけさせるように努め、食事を通じて健康管理ができるよう指導します。

(2) こどもの貧困に対する支援

「経済的な理由での諦め」を生まず、こども・若者本人が希望する進路を目指せるよう、家庭・こどもの状況に応じた学校での相談や支援体制の強化を図り、孤立化の防止を図ります。また、貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯をはじめ、困難を抱えたこどものいる保護者・家庭の本質的な課題を把握し、経済面・生活面の支援とともに就労支援、職業訓練、保護者の学び直しを支援します。

具体的な取組

- ・生活困窮者に対して自立相談支援及び就労準備支援をすることで、それぞれの状況に応じたアドバイス等を行い、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。また、生活困窮世帯等のこどもに対し、学習の場の提供及び学習支援を行うとともに、その保護者に対し教育相談を行います。
- ・経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学校生活に必要な経費の一部を援助し、教育の機会均等を図ります。

(3) 障がいのある児童等への支援

障がいの特性や個々の生活環境等によって生じる様々な支援ニーズに対応するため、保育所や学校等における障がいのある児童や医療的ケア児の受け入れ体制、サービス提供の充実を図るとともに、障がいの有無に関わらず、できる限り同じ場で共に学ぶインクルーシブ教育システムの充実を目指し、児童生徒が自然に相互理解できる教育の推進に努めます。

具体的な取組

- ・療育が必要な乳幼児を早期に発見し、支援につなげていくため、新生児訪問指導や乳幼児健診等の充実を図ります。また、心身の発達につまずきがみられる幼児に対して、個々にあった療育指導を行うことで、日常生活の適応能力を高め、円滑に就学ができるよう支援します。さらに、保育所等の訪問支援等を通じて発達を支援します。
- ・障がい者基幹相談支援センターにおいて、地域で生活する障がいのある人及びその家族等の相談に応じ、各種サービスの利用など地域生活に必要な支援を行います。
- ・重度の障がいのある児童の健康の増進と生活の安定を図るため、医療費の助成や障がいのある児童に対する補装具の交付・修理・給付・貸与など経済的支援の充実を図ります。
- ・障がいのある人が、地域において、生きがいをもち、ゆとりや潤いのある生活を送れるよう、生涯学習機会の充実を図ります。また、障がいがあっても気軽に文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動等に参加できるような環境づくりや配慮を推進します。

(4) 児童虐待防止対策等の推進

産まれてきたこどもたちが笑顔で健やかに育つよう、日頃から保護者の育児不安を解消し、楽しく子育てができるよう、子育てや虐待、いじめに関する意識の醸成を図るとともに、相談体制の充実や、虐待の発見・通報の意識向上に努め、虐待を把握したときは速やかな対応を図るとともに、再発防止に向けた支援・ケアに努めます。

また、これらの各ケースを速やかに把握し、それぞれの状況に適した対応を行えるよう、関係機関との連携体制の充実に努めます。

具体的な取組

- ・児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応を図るため、国・県・市の関係機関をはじめ、市自治会連合会、医師会、社会福祉協議会等の 34 機関で構成する要保護児童対策地域協議会を運営し、関係機関との連携や支援体制の強化を図ります。
- ・ヤングケアラーへの対応等の見守りや支援活動の充実に向けて、スクールソーシャルワーカーの認知向上を図ります。

(5) こども・若者を守る取組

こども・若者の状況に応じた支援を行うため、気軽に相談できる体制の充実や相談窓口の情報発信に努めます。また、犯罪や災害に対しては、地域や学校等における防犯教室や防災訓練を実施し、防犯・防災意識の向上を図るとともに、見守りの担い手や防犯設備の充実等に努めます。

具体的な取組

- ・こども・若者が抱えている課題や困難等の早期発見・対応のため、対面、電話、オンライン等様々な手段を活用し、支援を行います。
- ・こども・若者が犯罪に巻き込まれないよう、防犯教育を実施し、正しい知識の普及を図るとともに、広報紙等による保護者への注意喚起に努めます。また、ながら見守り活動の推進により、見守りの担い手の確保を図ります。
- ・各地域の防犯力の向上のため、防犯灯のLED化や通学路への防犯カメラの設置を行う自治会等に対し補助を行うことで、防犯設備の充実を図ります。

Ⅱ ライフステージ別の施策

1 こどもの誕生前から幼児期まで

(1) 妊娠・出産・子育ての希望をかなえられる支援

①妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

こどもを産み、育て、安心して生活できるよう、妊娠から子育てまで変化する状況に切れ目なく対応できる、継続的な相談支援や保健・医療体制などの充実を図ります。

具体的な取組

- ・不妊治療などの支援に加え、全ての妊産婦、子育て世代、こどもに対し、ワンストップ相談窓口を設置することで、切れ目のない支援体制を整備します。
- ・1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査後の必要な児に対し、精密検査を実施し、幼児の疾病の早期発見・治療に努めます。また、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査時に発達・養育等で継続支援が必要な児については、早期に健診事後指導教室につなげ、必要に応じて専門職種による個別相談を実施していきます。

②教育、保育サービスが受けられる場の充実

未就学児が安心して教育、保育サービスが受けられるよう、こども・家庭の状況やニーズに合った受け入れ態勢の確保、こどもの幸せ、成長を第一とした質の向上を図ります。また、保護者の負担の状況、家庭の状況に応じて、適切なサービスの利用促進に努めます。

具体的な取組

- ・研修・学習会等により保育士の資質の向上に努めるとともに、必要な保育サービスを提供できるよう、保育内容の充実に努めます。また、親とともに子育ての楽しさ・大切さを共感できる保育を目指します。
- ・こどもたちが安全により良い保育サービスを受けることができるよう、施設の整備を進め、保育所環境の向上に努めます。

2 学童期・思春期（小学生から 18 歳まで）

（1）心も体も健全に成長できる支援

①こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の提供

全てのこどもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現に努めます。また、こども自身が学びの主体となり、自分らしい学びを存分に展開させたり、他者と協働し、様々な異なる考えと出会ったりすることで、深い学びを実現できる教育活動に努めます。

具体的な取組

- ・教育の I C T 化に教職員及び児童生徒が対応できるよう、理解の促進を図るとともに、効率よく学習ができる環境整備に努めます。
- ・支援が必要な児童生徒の把握と適した支援の実施、体罰の禁止、いじめの早期発見・抑止などのために教職員への研修を実施し、資質の向上に努めます。個々の状況に応じた支援を充実させるとともに、教職員の負担を軽減させるため、支援員等を配置します。
- ・中学校部活動の地域移行を進め、スポーツや文化芸術を生涯にわたって親しめる環境を整備します。
- ・児童生徒の心身の発達や、生活上の諸問題に対応できるよう、教育及び福祉の関係機関が連携した教育相談の充実を図ります。
- ・学校と地域が力を合わせた特色のある学校運営の実施に向け、コミュニティスクールの充実を図り、地域総がかりで取り組む教育を推進します。

②こどもの地域での居場所づくり

こどもの居場所についての保護者のニーズを的確に把握し、放課後児童クラブや放課後子ども教室、地域子育て支援センター等、適切な施設の整備や人材の確保を推進します。また、多様な居場所づくりを促進できるよう、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、居場所の設立・運営希望者を募ります。

具体的な取組

- ・低所得世帯や共働き等で一人の時間を過ごすこども等の支援のため、地域住民やボランティアなどが実施する放課後の見守りや、食事の提供、学習支援等を利用したこどもの居場所づくりの支援を推進します。
- ・保護者が共働きなどで昼間家庭にいない小学生の居場所づくりに向けて、放課後から夕方までの間や学校が長期休みの間、家庭的な雰囲気のある生活の場となる放課後児童クラブの充実を図ります。

③いじめや不登校への対策や支援

各学校においては、いじめを受けている児童生徒を早期発見・早期対応できる体制を充実させ、いじめの防止に向けた教育、啓発や、被害者が相談しやすい体制の整備等、本質的な解決に向けた取組を推進します。また、児童生徒の不登校の未然防止に向けて、魅力ある学校づくりを進めるとともに、不登校児童生徒に対しては、その気持ちに寄り添いつつ、青少年教育センター等と連携し、学校復帰や将来の社会的自立を目指します。

具体的な取組

- ・学校において児童生徒支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、こどもたちの悩みに寄り添う専門的人材の確保に努めます。
- ・青少年教育センターにおける対面での面接相談や匿名での電話相談、児童生徒に貸与しているタブレット端末等に教育委員会直通の相談サイトへのアイコンを設置する等により、多様な相談窓口の充実を図り、こども個々の状況に応じた支援を行います。

3 青年期

(1) 家族形成や自己実現に向けた支援

①次のステージへの支援

地元での就労を希望する若者に対して、市内の企業の情報を発信し、性別を問わず、企業とマッチングできるよう支援します。

具体的な取組

- ・就職支援サイトにおいて地元の企業と求職者とのマッチングを図るとともに、市内外の求職者の市内企業への就労を促進します。また、関係機関と連携し、企業立地の促進により、雇用の場の確保に努めます。
- ・市内中小企業等に就職し、かつ市内に居住した勤労者に対し、日本学生支援機構の奨学金返還金の一部を補助し、学生の市内企業への就職及び本市への定住を促進します。

②結婚を希望する若者への支援

結婚を希望していながらも相手に巡り合えていない若者を対象に、出会いの場の提供や情報発信を行い、結婚に向けた活動を支援します。

具体的な取組

- ・結婚を希望する人を応援するため、婚活サポーターの紹介や婚活イベントの情報発信を一元化し、出会いの場を提供するなど、結婚・婚活支援に取り組みます。
- ・婚姻に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し新生活にかかる費用を助成します。

③悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

ニートや引きこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えている若者やその家族に対する相談体制の充実を図ります。

具体的な取組

- ・ 青年が抱える様々な不安や悩みに対し、若者やその家族が気軽に相談できるよう、個々の事情に応じた相談機関との連携を深めるなど、相談体制の充実を図ります。

Ⅲ 子育て当事者への支援に関する施策

1 保護者の悩みや課題に寄り添った支援の充実

(1) みんなで支えあう子育ての推進

育児不安の解消のための相談窓口や地域子育て支援拠点等の体制充実とともに、健康・医療体制の充実や子育て支援等に関する情報発信に努めます。また、家庭の教育力を高めるため、それぞれの家庭の状況やニーズを踏まえ、かつ、こどもの自主性を尊重しつつ、子育てに関する学習機会を提供するなど、家庭教育に関する学習活動を支援します。

具体的な取組

- ・仕事と育児の両立や子育て支援のため、有償ボランティアにより相互援助活動を行う、ファミリー・サポート・センター事業を通じて、地域で助け合う子育てを推進します。また、保護者やこども同士の交流を図るとともに、子育ての悩みを解消する場として地域子育て支援拠点施設の充実を図ります。
- ・「沼津市子育てポータルサイト」や子育てアプリ等のSNS、「ぬまづ子育てガイドブック」による情報発信をすることにより、子育て当事者に必要な情報を届けるよう努めます。

2 仕事と生活が調和するライフスタイル確立に向けた支援の充実

(1) 家庭における共育での推進

家庭、職場、学校、地域をはじめ、あらゆるところで男女共同参画推進に取り組み、子育て当事者が仕事と生活を両立できる環境づくりを推進します。

具体的な取組

- ・子育て当事者自身はもちろんのこと、周囲を取り巻く職場、学校、地域等に対してもワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関する情報発信や学習機会を提供し、社会全体における意識啓発に努めます。

3 子育て世帯の家庭状況に応じた支援の充実

(1) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭で暮らす子ども・若者や保護者が社会から孤立せず、地域の中で安心して暮らせるよう、また、生活の安定を確保できるよう、就労・経済支援や相談体制等の充実に努めます。また、生活の安定、こどもの成長や目標の実現のために適切な制度の利用を促す情報発信に努めます。

具体的な取組

- ・ひとり親家庭の自立に向けて母子・父子自立支援員による就労支援や生活相談を行うとともに、子育て世帯訪問支援事業における家事支援や養育支援訪問サポーターの派遣等によるきめ細やかなひとり親家庭への支援などを通して、自立を後押しします。
- ・ひとり親家庭等で児童を扶養している世帯のために、児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等就学支援助成、母子・父子家庭自立支援給付金等の支援を実施します。

(2) 子育てや教育に関する負担の軽減

こどもの年齢や家庭の状況に合わせて、子育て世帯の経済的負担を軽減する取組を推進します。

具体的な取組

- ・こども医療費助成を実施することで、保護者等の経済的負担の軽減を図るとともに、こどもの養育と疾病の早期発見及び早期治療を促進し、安心して妊娠・出産・育児ができるよう支援します。
- ・児童手当に加え、幼稚園・保育所・認定こども園等を利用する3歳～5歳までのこども及び第3子の利用料の無償化を実施し、経済的負担の軽減を図ります。